

令和5年度 第3回 千葉県 環境審議会 企画政策部会

議 事 録

日時：令和6年3月14日（水）

午前11時5分～

場所：千葉県自治会館9階 第1・2会議室

目 次

1 開 会	1
2 議 題	
(1) 審議事項	2
再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）について	
(2) その他	8
3 閉会	9

1 開会

司会 千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。私は、企画政策部会の司会を務めます、千葉県環境生活部温暖化対策推進課の鈴木と申します。
よろしく願いいたします。

司会 はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

次第

委員名簿

資料1 再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）

資料2 再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）に対するパブリックコメントの結果概要等

参考1 令和6年度における主な地球温暖化対策関連事業

資料は以上でございます。

司会 本日は委員総数11名に対し、10名の委員に御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により本日の会議が成立しておりますことを報告いたします。

司会 次に、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により、会議及び会議録は、原則公開となっております。

本日の会議につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

司会 それでは、公開とさせていただきます。

司会 これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、「千葉県行政組織条例第33条」の規定により、佐々木部会長をお願いいたします。

2 議題(1)審議事項 再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)について

佐々木部会長 それでは、これより千葉県環境審議会企画政策部会の議事に入りたいと思いますが、議事に先立ちまして、議事録署名人を指名させていただきます。
議事録署名人を、中村委員と本郷委員にお願いしたいと存じます。
よろしく願いいたします。

佐々木部会長 それでは議事に入ります。

本日の審議事項は「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)について」です。

それでは事務局から、説明をお願いします。

事務局 千葉県温暖化対策推進課の在原でございます。

それでは、本日の審議事項である再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の説明をさせていただく前に、前回の企画政策部会でいただいた御意見に対する事務局の考え方について説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。下側に前回の意見に対する事務局の考え方を示しています。

No.1 では、秋葉委員から、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する出力10kW未満の太陽光発電は、県の環境配慮基準の対象外とのことだが、環境への影響は軽微であると考えられるので、20kW未満でも良いと思うが、国のハンドブックで10kW未満と示されているため、県としては、それを基準とする考えか、との御質問をいただきました。基本的には国のハンドブックで示されている基準を、県の基準として示しており、建築物の屋根等に設置する太陽光発電は、出力10kW未満を環境配慮基準の対象外とすることを考えています。

No.2 では、秋葉委員から、素案では、ソーラーシェアリングの普及の妨げにならないよう、太陽光発電設備は除外すべき区域ではなく、考慮すべき区域・事項に設定するとの県の考え方が示されていないが、パブリックコメントの資料に記載した方がよいのではないか、記載しない場合は、パブリックコメントに関する県のホームページで、企画政策部会のリンクを貼るとよいとの御意見をいただきました。パブリックコ

メントに関する県ホームページで、企画政策部会の資料を閲覧できるよう、リンクを貼り、対応させていただきました。

前回の部会でいただいた御意見に対する事務局の考え方については以上です。

続いて、パブリックコメントの結果について報告いたします。資料2のパブリックコメントの結果概要をご覧ください。パブリックコメントは、令和6年1月9日(火)から2月8日(木)まで行いましたが、意見の提出はありませんでした。

それでは、本日の審議事項である、再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)について、説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

これまで説明したとおり、前回の部会でいただいた御意見では、素案の内容を変更した箇所はありません。パブリックコメントについても、意見の提出はなかったことから、若干の体裁を整えた箇所はありますが、内容の変更はありません。

このため、恐縮ですが、資料1の再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)の説明は省略させていただきます。

事務局 続いて、参考1の、令和6年度における主な地球温暖化対策関連事業を紹介させていただきます。

温暖化対策推進課の事業を5つ、他部局の事業を4つ紹介させていただきます。

温暖化対策推進課の事業のうち、(1)家庭向け脱炭素化促進事業については、今年度も実施していた①住宅用設備等脱炭素化促進事業に加え、令和6年度からは、②住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業、③ZEH導入促進事業を新たに開始します。

①住宅用設備等脱炭素化促進事業は、燃料電池、蓄電池、窓の断熱改修、電気自動車等に対し、市町村を通じて補助するもので、予算額は4億700万です。

②住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業は、初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池の導入ができるリース等へ補助を行う事業で、予算額は7,000万です。

③ZEH導入促進事業は、中小工務店でのZEH施工を後押しするため、中小工務店が施工したZEHを取得する県民に対し補助を行う事業で、予算額は5,000万円です。

続いて、(2)事業者向け脱炭素化促進事業のうち、①業務用設備等脱炭素化促進事業は、今年度から開始した事業で、中小事業者等が実施する省エネ診断の受診費用や

診断結果等に基づいて実施する設備更新、例えば蓄電池、LED照明器具、高効率空調設備などについて、費用の一部を助成するもので、予算額は10億3,500万です。

②中小事業者等向けスマート省エネ技術導入促進事業及び③中小事業者等向け脱炭素化伴走型相談支援事業は、令和6年度からの新規事業となります。

②中小事業者等向けスマート省エネ技術導入促進事業は、エネルギー使用状況を見える化し、最適な使用状況に自動制御することにより、事業所の省エネを可能とするエネルギーマネジメントシステムの導入経費について助成するもので、予算額は4,000万です。

③中小事業者等向け脱炭素化伴走型相談支援事業は、事業所における脱炭素化を促進するため、設備導入に係るアドバイスやコスト削減の提案など、エネルギー管理士等の専門家による伴走型の相談対応のほか、現地訪問やセミナーを実施するもので、予算額は3,000万円です。

④業務用建物脱炭素化設計支援事業は、事業者等が建築する事務所等について、ZEB、ZEH-Mの導入に係る設置費用等の一部を助成するもので、予算額は3,500万です。

続いて、(3)事業者向け次世代自動車等導入促進事業は、今年度から実施していますが、タクシー、バス、レンタカー及びカーシェアリング等、地域交通等向けには、次世代自動車の購入費、蓄電池、燃料供給設備に加え、ソーラーカーポートについても、新たに補助対象に加えます。中小事業者向けには、蓄電池、V2H、燃料供給設備、外部給電器に加え、ソーラーカーポートの併設が条件となりますが、外部給電可能な電気自動車等についても、新たに補助対象に加えます。こちらは予算額7,000万円です。

(4)太陽光発電設備等共同購入支援事業は、今年度も実施していた事業で、太陽光発電設備や蓄電池の購入を希望する県民や事業者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図るもので、令和5年度の割引率は、住宅用は約19%、事業用は15%となっています。

(5)仮想空間を活用した地球温暖化対策普及啓発事業は、令和6年度の新規事業です。カーボンニュートラルの生活やまちづくりを体験できる仮想空間を開発し、その中で、例えば、ソーラーパネルの設置や、LED照明に交換、建物の壁面緑化や植林、新技術の社会実装など、様々なカーボンニュートラルの取組を実践することで、

CO₂排出量の削減効果、取組を経て、未来のまちの姿がどのように変わっていくかなどを、体験しながら、わかりやすく理解できるソフトを活用して、地球温暖化対策の普及啓発を図る事業で、予算額は2,500万です。

その他、他部局の事業についても紹介します。まず、産業振興課の事業として、3つ紹介します。

(1) カーボンニュートラルコンビナート事業は継続事業で、京葉臨海コンビナートをカーボンニュートラルコンビナートへ転換する取組を促進するため、立地企業等で設置した協議会の運営や、企業間連携のプロジェクトの推進に必要な調査等を実施するもので、予算額は5,000万円です。

(2) 海洋再生可能エネルギー導入・産業創出研究事業は、一部新規事業であり、洋上風力発電について、適地である太平洋沿岸地域において、合意形成を図りながら、導入の検討を進めるとともに、県内企業の関連産業への参入促進のため、風車メーカー等との勉強会の開催のほか、関連産業の集積を図るため、活用が期待されるドローンや蓄電池などの成長分野の企業等の立地促進策を検討する調査を行うもので、予算額は5,100万円です。

(3) 物流事業等における水素利活用モデル構築事業は継続事業で、カーボンニュートラルの実現に向け、新たなエネルギーとして期待される水素の利活用を促進するため、今後まとまった需要が見込まれる物流事業や、地域交通事業などの車両が集積している地域で、実証事業に向けた体制の構築や、実証内容の検討を行うもので、予算額は3,000万円です。

最後に、成田空港政策課の事業として、(4) 千葉の地域資源を生かしたSAF（持続可能な航空燃料）導入促進事業は継続事業で、成田国際空港へのSAFの導入により、脱炭素社会の実現や経済の活性化を図るため、県内におけるSAFのサプライチェーン構築に向けた事業者の取り組みを支援するもので、予算額は2,000万円です。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

佐々木部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について御意見御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。木名瀬委員お願いします。

木名瀬委員 今回策定する、再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準

は、再生可能エネルギーの導入を促進しない区域や配慮する区域などが整理できて、促進区域を設定しない市町村にとっても、参考になると思います。今後、市町村にはしっかりとこの基準を説明するとともに、環境に配慮し、地域と共生する太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進してほしいと思います。参考までに、県内市町村に促進区域の設定を検討しているところがあれば教えていただければと思います。

佐々木部会長 事務局からお願いします。

事務局 国はカーボンニュートラルの実現に向けて、地域特性等に応じた先行的な脱炭素に係る取組を行う地域を、脱炭素先行地域として選定しており、県内では千葉市と匝瑳市が選定されているところです。この2市は、促進区域の設定にも関心があるため、設定の際には、県としても協力していきたいと考えています。また、この2市を含め、促進区域を設定した際には、それを県内自治体に横展開し、県域での再生可能エネルギーの導入に、引き続き、取り組んでいきたいと考えています。

佐々木部会長 その他はいかがですか。外山委員お願いします。

外山委員 令和6年度における主な地球温暖化対策関連事業について御説明いただきましたが、令和5年度は終わっていないので、令和4年度でも結構ですが、予算額に対して、どの程度執行されたのか教えていただけますか。

事務局 まずは、住宅用設備等脱炭素化促進事業について、令和4年度の実績は、51市町村に対して、計4,242件、金額は3億8,957万の補助を実施しています。令和5年度の予算については4億1,800万円ですが、2月補正予算で3億9,000万円に減額しており、若干、利用されてないものについては補正で対応をしています。

令和5年度の事業者向け脱炭素化促進事業は、約200件の申請で、約9億円の実績になっており、若干、利用されなかったものについては補正予算で対応しているところです。

佐々木部会長 続いて、藤倉委員お願いします。

藤倉委員 予算を説明していただいたので、それに関連して伺います。千葉県は海に囲まれている印象があります。洋上風力発電は他部局の担当とのことですが、それ以外の海を利用した再生可能エネルギー、例えば波力や海洋温度差発電等あると思いますが、もし過去に検討していたり、今後の予定があれば教えていただきたいと思います。

また、今回の促進区域は、国としても陸上だけを対象にしているという理解でよいでしょうか。将来、国が海も対象としたら検討するという理解でよいのか教えていただきたいと思います。

事務局 まずは、海を活用した他の再生可能エネルギーに関する御質問ですが、現時点では、県で具体的な事業を行っているものはありません。

洋上風力発電については別法令で扱っているため、御指摘のとおり、この促進区域は、海の中でも一部港湾等の該当するところもありますが、基本的には陸上のみが対象となります。

藤倉委員 1つ要望ですが、エネルギーを創る方だけではなく、ブルーカーボンは吸収源としても大事なため、そういうことも温暖化対策の枠組みに入れて、県民に示していくとよいかなと思います。

事務局 ブルーカーボンに関する取組は、水産局の漁業資源課が推進しており、来年度は予算額 932 万円を計上し、アマモ場の整備等を行うと聞いています。

佐々木部会長 続いて、秋葉委員お願いします。

秋葉委員 参考1の(4)太陽光発電設備等共同購入支援事業について、令和5年度実績では、住宅用太陽光パネルの割引率は約19%、事業用太陽光パネルの割引率は約15%と示されていますが、もし、契約件数が出ているようであれば教えていただきたいと思います。令和4年度と比較したいので、令和4年度は家庭用のみだったかと思いますが、割引率と契約件数を教えていただきたいと思います。

それから、手元に資料がなければ後日で構いませんが、県事業としての太陽光発電設備に関わる事業ではなく、市町村の単独事業で太陽光発電設備を支援している市町

村について、令和4年度と5年度の市町村数を教えていただきたいと思います。

事務局 参考1に示している割引率については、共同購入の支援事業者が入札を実施して、価格を決定しているため、市場価格からの割引率と考えていただいて結構です。

令和4年度の住宅用太陽光パネルについて、契約件数は約230件、割引率は約20%です。令和5年度の事業用太陽光パネルの契約件数は、事業者が契約中のため、件数はありませんが、住宅用太陽光パネルについては、概ね件数がまとまり、約150件と聞いています。

続いて、太陽光発電設備に関する市町村の補助の状況について、令和4年度と5年度の市町村数ですが、令和5年度に補助を行っている市町村は19です。令和4年度については資料がないため、後日、確認してお答えします。

秋葉委員 令和5年度の住宅用太陽光パネルの共同購入の件数は約150件とのことであり、令和4年度より約80件減少しているように見受けられますが、原因は特定又は推測できていますか。

事務局 現時点では、はっきりとした原因はわかりませんが、今後とも広報活動を行い、更なる導入拡大を目指していきたいと考えています。

佐々木部会長 その他はいかがでしょうか。特段、御意見はないようですので、基準案については原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

2 議題(2) その他

佐々木部会長 それでは、議題2の「その他」について、事務局から何かございますか。

事務局 本日の部会の結果をもって、審議会の答申として「適当である」とさせていただ

き、3月中に基準を決定したいと思います。よろしく申し上げます。

佐々木部会長 以上で本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

3 閉会

司会 御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会企画政策部会を終了いたします。

ありがとうございました。

以上